

医療対策局

事 務 事 業 概 要

(医 療 対 策 局)

| 項 目 | 概 要 |
|---|---|
| <p>(医療企画課)</p> <p>看 護 職 員 の 確 保 ・ 養 成</p> | <p>1 県内定着の促進</p> <p>(1) 看護職員修学資金貸付事業 看護職員の医療機関への定着を図るため、看護系大学及び看護師等養成所に在学する学生に対し、修学資金を貸与する。</p> <p>(2) 就業環境改善相談事業（ナースセンター） 医療機関における看護職員の確保・定着を図るため、看護職員の多様な勤務形態をはじめとする勤務環境の改善に関する医療機関や、さまざまな悩みや不満等を抱える看護職員からの相談に応じる。</p> <p>2 離職防止対策 病院内保育所運営補助事業 子どもを持つ看護職員等が安心して働くことができるよう、院内に保育施設を設置し運営する病院等に対し、その経費の一部を補助する。</p> <p>3 養成の充実強化対策</p> <p>(1) 看護師等養成所運営費補助事業 民間立看護師等養成所における教育内容の向上を図るため、看護師等養成所の運営に必要な経費の一部を補助する。</p> <p>(2) 助産師養成所運営費補助事業 県内に就業する助産師の養成・確保を図るため、助産師養成所の運営に必要な経費の一部を補助する。</p> <p>(3) 看護師等養成所実習施設確保推進事業 看護学生の母性・小児看護にかかる実習施設を確保し、実習指導体制の充実を図る。</p> <p>(4) 助産師養成所実習施設確保推進事業 助産師養成所の学生の実習施設を確保するため、実習生を受け入れる医療機関に対して受入に必要な経費の一部を補助する。</p> <p>(5) 保健師助産師看護師実習指導者講習会 看護学生の実習指導を担当する者に対して、効果的な実習ができるよう研修を実施する。</p> <p>(6) 看護師養成所専任教員等再教育事業 質の高い看護職員を養成するため、看護師等養成所の専任教員を対象とした研修会を開催して、看護教育の質の向上を図る。</p> <p>4 資質向上対策</p> <p>(1) 新人看護職員研修体制構築事業 新人看護職員臨床研修の導入及び実施を促進するため、教育プログラムの開発や研修責任者や教育担当者等の確保など、研修体制の構築にかかる支援を行う。</p> <p>(2) 地域看護力向上推進事業 安全で安心な質の高い地域看護サービスを提供するため、資質向上のための研修会等を実施し、実践能力の高い看護師育成を図る。</p> <p style="margin-left: 20px;">①潜在看護職員等研修事業</p> <p style="margin-left: 20px;">②専門分野（がん）における質の高い看護師育成事業</p> <p style="margin-left: 20px;">③高度在宅看護技術実務研修事業</p> |

| 項 目 | 概 要 |
|--------------------------|---|
| | <p>(3) 助産師活用地域推進事業 助産師の養成確保に向け、検討を行うとともに、資質向上に向け研修会等を実施する。</p> <p>5 試験免許事務 准看護師資格試験を年1回実施し、知事の免許証を交付するとともに、訂正及び再交付事務を行う。</p> |
| (医療企画課) 保健衛生情報システムの運用 | <p>県免許の登録、更新等の台帳管理を行う免許管理システムの運用、整備などを実施することにより、行政事務の省力化、迅速化を行う。</p> |
| (医療企画課) 衛生統計業務 | <p>1 人口動態調査 市町から保健所を経由して提出された出生、死亡、死産、婚姻及び離婚に関する人口動態調査票をとりまとめ、厚生労働省に提出するとともに、これらの調査票から各種の統計を作成する。</p> <p>2 その他の衛生統計 医療施設に関する統計、衛生行政報告例などの各種衛生関係報告のとりまとめ及び国民生活基礎調査等衛生関係実態調査を実施し、結果資料を厚生労働省に報告するとともに、これらの資料に基づき必要な県内統計を作成する。</p> |
| (医療企画課) 社会福祉統計業務 | <p>福祉行政報告例などの各種社会福祉統計を実施し、厚生労働省に報告する。</p> |
| (医療企画課) 保健医療計画第5次改訂 | <p>良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するため、医療法に基づき、県保健医療計画の第5次改訂を実施する。 計画期間：平成25年4月1日から平成30年3月31日</p> |
| (医療企画課) ハンセン病対策 | <p>1 療養所入所者の里帰り事業 ハンセン病療養所に入所している三重県人会員に対し、集団又は個別による里帰りを実施する。</p> <p>2 訪問事業 療養所を訪問し、県人会員との面談、納骨堂への献花等を行う。</p> <p>3 療養所入所者家族の生活援護 一定の要件を満たす入所者家族に対して、生活保護法の規定に準拠した生活援護を行う。</p> <p>4 在宅者相談事業 療養所退所者等の相談窓口の設置や年2回の専門医による診察・相談を実施する。</p> <p>5 パネル展等の人権啓発 県の庁舎あるいは人権フォーラムの場等で、啓発パネル展示やパンフレットの配布等を行う。</p> |

| 項 目 | 概 要 |
|---|--|
| (医療企画課) 県立病院改革 | 県立病院が、県民に良質で満足度の高い医療を安定的、継続的に提供することをめざして、「県立病院改革に関する基本方針」に基づき、引き続き県立病院改革を推進する。 |
| (医療企画課) 公立大学法人三重 県立看護大学に関 すること | <ol style="list-style-type: none"> 1 運営費交付金の交付 公立大学法人三重県立看護大学の運営に必要な経費を運営費交付金として交付する。 2 三重県公立大学法人評価委員会の運営 三重県立看護大学の業務実績に関する評価を行うため、「三重県公立大学法人評価委員会条例」に基づき、評価委員会を運営する。 |
| (医療企画課) 地方独立行政法人 三重県立総合医療 センターに関する こと | <ol style="list-style-type: none"> 1 運営費負担金の交付 地方独立行政法人三重県立総合医療センターの運営に必要な経費の一部を運営費負担金として交付する。 2 地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会の運営 三重県立総合医療センターの業務実績に関する評価に向けて評価基準を策定するため、「地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会条例」に基づき、評価委員会を運営する。 |

| 項 目 | 概 要 |
|--------------------------|--|
| (地域医療推進課) 地 域 医 療 対 策 | <p>県民への医療提供の機会均等を原点として、医師確保対策等を総合的に推進するとともに、地域の実態に即したへき地医療対策を推進し、地域住民の健康増進と医療の確保を図るため、次の事業等を実施する。</p> <p>1 医師確保対策</p> <p>(1) 医師無料職業紹介事業 インターネットを活用して、全国からの医師の求職、県内医療機関の求人を募集し、求職のあった医師の希望に沿った県内医療機関での就業に向けた調整を行う。</p> <p>(2) 自治医科大学事業 へき地医療に従事する医師を確保するため、自治医科大学の運営費等を負担するとともに、自治医科大学卒業医師（義務年限内）の派遣に努める。</p> <p>(3) 医師修学資金貸与制度 県内の救急等を担う医療機関等に勤務する医師を確保するため、医学生に対して、一定期間県内で勤務することによって返還免除となる修学資金を貸与する。</p> <p>(4) 研修医研修資金貸与制度 医師確保の緊急対策として、初期臨床研修医及び後期研修医に対し、一定期間、県内の救急病院等に勤務することによって返還免除となる研修資金を貸与する。</p> <p>(5) 医師キャリアサポートシステム 自治医科大学を卒業し義務年限を終了した医師などを県職員として採用し、医師のライフステージに応じた勤務コースの選択を可能とすることで、へき地等医師不足地域に勤務する医師を確保する。</p> <p>(6) 三重県版医師定着支援システム（パディ・ホスピタル・システム） 県内都市部の基幹病院から医師不足地域の病院に対して診療支援を行う医療機関等への財政支援を行う。</p> <p>(7) 地域医療確保補助事業 地域医療の確保のため、産科医療機関の運営費、産科医への分娩手当の支給や、へき地診療所における医師確保等に要する経費の一部を補助する。</p> <p>(8) 研修病院支援事業 研修医の獲得と県内定着を促進するため、研修病院の魅力向上、競争力強化に向けた取組を支援する。</p> <p>(9) 地域医療医師支援事業 へき地等において地域医療に従事する医師に対して、診療支援や研修機会の確保等に係る支援を行うことで、医師の地域定着を促進する。</p> <p>(10) 病院勤務医負担軽減対策事業 病院勤務医の定着を促進するため、勤務医の負担軽減を図るための創意工夫した取組を提案公募して支援する。</p> <p>(11) 寄附講座 認知症予防の啓発や早期診断・治療と福祉サービスとの連携構築など、認知症に関する地域連携を促進し、質の高い医療・福祉を実現するため、複数名の神経内科専門医の派遣を伴う寄附講座を三重大学に設置する。 また、伊賀地域における医療提供体制の維持確保に向けて、県内外の医学系大学を対象に複数名の医師派遣を伴う寄附講座の設置を支援する。</p> |

| 項 目 | 概 要 |
|-----|--|
| | <p>(12) 子育て医師等復帰支援事業 医療機関における、女性医師等が子育て等により離職しない、復職しやすい環境づくりの取組を支援する。</p> <p>(13) キャリア支援・指導医等育成事業 研修医等のキャリアプランを支援するため、専門技術等のトレーニングを行う拠点整備を支援するほか、指導医の増加に向けて講習会の開催を支援する。</p> <p>(14) 指導医等育成・支援モデル事業 臨床研修病院等における指導医等の資質やモチベーションの向上等の取組を支援する。</p> <p>(15) 三重・地域家庭医育成拠点整備事業 総合医（家庭医）を育成するため、三重大学、地域医療機関等が参画する三重・地域家庭医療ネットワークの構築等、医師が地域医療に関わりながら家庭医学を学べる環境づくりの取組を支援する。</p> <p>2 医師等キャリア形成支援</p> <p>(1) 地域医療支援センター事業 県内の医師不足の状況等を把握分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保対策の支援等に取り組み、医師の地域偏在解消を図るため、地域医療支援センターを運営する。</p> <p>(2) キャリア形成支援モデル等検討事業 若手医師の県内での定着を進めるため、地域の医療機関と中核病院をローテーションしながらキャリアアップをめざすキャリア形成支援モデルを検討する。</p> <p>(3) 地域医療医育成支援システム 紀南病院に設置している地域医療研修センターにおいて、研修医、医学生等に地域医療に関する実践的で特色ある研修を実施する。</p> <p>(4) 地域医療学生支援事業 地域医療を志す学生に対して、県内のへき地や国内の先進地等での地域医療実習等の支援を行い、将来、県内の地域医療に従事する医師の養成・確保を図る。</p> <p>3 へき地医療支援機構 専任担当官を設置し、①代診医等の派遣調整、②へき地医療従事者、医学生への研修等を行い、へき地保健医療対策の総合的かつ計画的な推進を図る。</p> <p>4 へき地医療拠点病院運営事業補助 無医地区等への巡回診療、へき地診療所への医師派遣等の医療活動に必要な経費を補助し、巡回診療・代診医派遣等によるへき地住民の医療確保を行う。</p> <p>5 へき地診療所運営事業補助 へき地住民のために経営を続けている経営困難なへき地診療所に運営費の補助を行う。</p> |

| 項 目 | 概 要 |
|---------------------|--|
| (地域医療推進課) 救急医療対策 | <p>医療の原点である救急医療について、その体系的な体制の整備、充実を図るため次の施策を実施する。</p> <p>1 病院前救護体制の整備</p> <p>(1) 傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の運用 消防法の改正を踏まえ策定した「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」を運用・検証するとともに、傷病者の状況に応じた医療機関への迅速かつ適切な救急搬送を確保するための体制を構築する。(防災対策部と共管)</p> <p>(2) 病院前救護体制整備事業 県内において、救急救命士に対する気管挿管や薬剤投与等の病院実習の準備等に要する経費の一部を助成する。</p> <p>2 初期及び二次救急医療体制の整備</p> <p>(1) 「救急医療情報システム」等の運営 県民がその症状に応じた医療機関を選択して適切な医療を受けることができるよう、初期救急医療に対応する医療機関を迅速に案内する救急医療情報をホームページで公開するとともに、電話案内による情報提供を行う。</p> <p>(2) 人材確保緊急支援事業 小児救急輪番制運営事業や二次輪番制運営事業に参加する病院で、当番日に非常勤医師の雇用を行った場合、経費の一部を補助する。</p> <p>(3) 休日夜間救急医療機関勤務医確保事業 救命救急センター、二次救急医療機関の救急勤務医の処遇改善を図るため、救急勤務医手当を支給する場合、経費の一部を補助する。</p> <p>(4) 救急医療機関活動補助 救急病院等を定める省令に基づく救急告示医療施設は、救急医療の重要な役割を担うものであり、民間施設に対し経費の一部を助成し、その活動の促進を図る。</p> <p>3 三次救急医療体制の整備</p> <p>(1) 救命救急センター運営事業補助 初期救急医療施設、二次救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携のもとに、心筋梗塞、脳卒中、頭部損傷等の重篤救急患者の救命医療を24時間体制で確保するため、救命救急センターの運営費の一部を助成する。</p> <p>(2) ドクターヘリ運航支援事業 県内全域をカバーする本県独自のドクターヘリについて、基地病院に対して運航に要する経費等の支援を行う。</p> <p>(3) ドクターヘリ共同利用負担金 東紀州地域の三次救急医療体制を確保するため、和歌山県および奈良県との共同運航によるドクターヘリの利用にかかる経費を負担する。</p> <p>4 周産期・小児医療体制の整備</p> <p>(1) 周産期医療ネットワークシステム事業 地域において妊娠、出産から乳幼児にいたる高度で専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制の整備を図り、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進する。</p> |

| 項 目 | 概 要 |
|--|--|
| | <p>(2) 新生児ドクターカー運営事業 出生したハイリスクの新生児に、適切な治療を行いながら地域の医療機関から周産期母子医療センターへ搬送するドクターカーの運営事業を実施する。</p> <p>(3) 小児夜間医療・健康電話相談事業 子どもの病気に関して、小児科専門医師が夜間の電話相談を受ける（通称：みえ子どもの医療ダイヤル）事業を実施する。</p> <p>(4) 小児救急医療医師研修事業 地域の内科医等小児科医以外の医師を重点に、小児救急に関する医師研修事業を実施した場合に経費の一部を補助する。</p> <p>(5) 小児救急輪番制運営事業補助 地域小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を病院群または病院が病院群輪番制方式により実施する場合、経費の一部を補助する。</p> |
| <p>(地域医療推進課) 災 害 医 療 体 制 の 強 化 推 進</p> | <p>災害時の医療体制の充実強化を図るため、地域の関係機関が連携した医療体制の構築を進めるとともに、災害時に適切に対応できる医療従事者の育成、医療施設の耐震化の促進に取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害医療体制を支える人材育成 災害時の医療体制を支える人材を育成するための研修・訓練を実施する。 2 災害医療体制の構築 医療・保健関係機関、防災関係機関等が連携し、災害時に迅速かつ的確に対応できる災害医療体制の構築を進める。 3 医療施設等耐震化整備 病院耐震化率の向上を図るため、医療施設の耐震化を促進する。 |

| 項 目 | 概 要 |
|------------------------------------|---|
| <p>(健康づくり課)</p> <p>がん医療提供体制の整備</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 がん患者や家族に対する相談支援体制の整備 平成20年1月に設置した「三重県がん相談支援センター」において、がん患者及びその家族に対する相談支援を行うとともに、がん医療に関する情報の収集および提供体制を整備する。 2 地域における緩和医療提供体制の整備に対する支援 地域における緩和ケア提供体制の普及啓発を推進するため、拠点病院や地域の医療機関により構成する地域緩和ケアネットワークの活動に必要な経費を補助する。 3 がん診療連携拠点病院の医療機能の強化に対する支援 がん診療連携拠点病院の機能を強化するため、院内がん登録の精度向上、相談支援体制の充実、地域の医療従事者との連携体制を構築するための必要経費を補助する。 4 次期三重県がん対策戦略プランの策定 国の次期がん対策推進基本計画が平成24年度に策定されることを受け、次期三重県がん対策戦略プランを策定し、予防から治療、予後までの体系的な取組を進め、総合的ながん対策の推進を図る。 5 がん検診精度管理の向上 がん検診（乳がん、子宮頸がん、大腸がん、胃がん、肺がん）の精度向上のため、市町及び検診機関のがん検診精度管理調査を実施するとともに、医療関係者等で構成する検討会において精度管理向上のための検討を行う。 6 市町のがん予防・早期発見の取組の支援 市町のがん予防・早期発見の取組に必要な経費を補助する。 7 肝炎対策コーディネーターの養成等 肝がんへの進行防止の観点から、肝炎の段階での早期発見や早期治療を推進するため、県民の身近なところで相談や助言が受けられる体制を整備し、肝炎ウイルス検査の受診や肝疾患専門医療機関での治療の促進を図る。 8 医療安心ネットワークの拡充 医療安心ネットワークを県内全域に展開するため、中核病院を中心にネットワークへの参加を積極的に働きかける。 |

| 項 目 | 概 要 |
|-----------------------------------|---|
| (健康づくり課) 保 健 師 等 対 策 | <ol style="list-style-type: none"> 1 保健師等確保対策 市町健康づくり推進事業及び母子保健事業、特定健診・特定保健指導事業、介護保険事業などの実施にあたり、保健師・(管理)栄養士の果たす重要性がますます高まっており、保健師・(管理)栄養士設置の必要性が増大していることから、市町における保健師等の確保対策等を支援する。 2 地域保健関係職員研修 県保健福祉事務所等における地域保健関係職員の資質向上を図るため、公衆衛生にかかる基本的な知識の習得や、災害及び健康危機管理等、幅広く時代のニーズに応じた研修を行う。 また必要に応じて、市町保健師の現任教育を実施する。 |
| (健康づくり課) 健 康 増 進 事 業 | <p>健康増進法に基づき、県民の壮年期からの健康の保持増進を図るため、市町が行う予防から機能訓練に至る各種健康増進事業に対する指導援助及び費用に対し助成を行う。</p> <p>また、関係職員の資質向上をめざした講習会を実施する。</p> <p>なお、肝炎対策の一環として、市町が行うウイルス検診、教育等に対する助成を行う。</p> <p><事業内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 健康手帳の交付 2 健康教育 個別健康教育 集団健康教育 3 健康相談 重点健康相談 総合健康相談 4 健康診査 健康診査 訪問健康診査 介護家族訪問健康診査 保健指導 歯周疾患検診 骨粗鬆症検診 肝炎ウイルス検診 5 機能訓練 6 訪問指導 |
| (健康づくり課) ヘルシーピープル みえ・21推進事業 | <p>「三重県健康づくり推進条例」及び三重の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」に基づき、全ての県民がいつまでも健やかで充実した生活を送ることをめざして、事業者、NPO、市町、県等が協働して個人の取組を支援していく体制を整備する。</p> <p>また、三重の健康づくり総合計画は、本年度が最終年度であることから、現行計画の最終評価を行うとともに、「健康寿命の延伸」と「健康感の向上に伴う幸福実感の向上」を目標にした新たな健康増進計画の策定を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「三重県健康づくり推進条例」「ヘルシーピープルみえ・21」の推進 2 企業、学校、関係団体等と協働で取り組むための働きかけ 3 公衆衛生審議会の開催 4 「たばこの煙の無いお店」の認定 5 「県民健康の日」(9月7日)を啓発し、健康づくり意識の高揚を図る 6 次期健康づくり総合計画(平成25~34年度)の策定 |

| 項 目 | 概 要 |
|------------------------------------|---|
| <p>(健康づくり課)</p> <p>保 健 栄 養 対 策</p> | <p>1 健康食育推進事業</p> <p>幅広い世代を対象に健康的な食習慣の形成に向けて食事バランスガイドの活用等を図り、多様な主体と協働した食育活動や県民のライフステージに応じた食環境づくりを推進する。</p> <p>(1) 野菜フル350推進事業</p> <p>県民の健康的な食生活の実践をめざし、1日の野菜摂取目標量を350gとし、野菜摂取の増加を推進する。</p> <p>(2) モーニング・ベジの推進</p> <p>健康的な朝食習慣の定着及び野菜摂取不足の解消を図るため、朝食における野菜摂取を推進する。</p> <p>(3) 三重の食フォーラム～栄養改善大会～の開催</p> <p>開催年月日 平成25年2月7日(木)(予定)</p> <p>開催場所 三重県総合文化会館 中ホール</p> <p>(4) 飲食店等を拠点とした健康づくり普及啓発事業</p> <p>健康に配慮した食事や健康づくり情報を提供する飲食店等を「健康づくり応援の店」として登録し、食環境整備を推進する。</p> <p>2 栄養施行事務費</p> <p>(1) 栄養士免許事務(通年)</p> <p>(2) 管理栄養士免許事務(通年)</p> <p>(3) 栄養士養成施設指導(3校/県)及び管理栄養士養成臨地実習(各保健福祉事務所)</p> <p>(4) 給食施設強化事業</p> <p>給食施設等に対し、管理栄養士・栄養士の配置及び適切な栄養管理等の実施について指導助言を行う。</p> <p>①給食施設巡回指導</p> <p>②給食施設従事者研修会</p> <p>③給食施設管理者研修会</p> <p>(5) 特別用途表示、栄養表示基準等に関する相談指導事務</p> <p>特別用途表示、栄養表示基準、誇大表示の禁止等について製造者に対する相談、指導を行うとともに、県民への普及、啓発を行う。</p> <p>(6) 人材育成・支援事業</p> <p>①食生活改善地区組織の育成及び活動支援</p> <p>②市町栄養改善支援</p> <p>市町栄養士の資質向上と市町栄養改善業務の充実に向けて支援する。</p> <p>③地域活動栄養士支援</p> <p>3 国民健康・栄養調査事業</p> <p>健康増進法に基づく健康・栄養調査を実施する。</p> |

| 項 目 | 概 | 要 |
|-------------------------|--|---|
| (健康づくり課) 歯 科 保 健 対 策 | <ol style="list-style-type: none"> 1 歯科保健計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・国の基本方針、県条例等をふまえ、三重県の基本計画を策定する。 2 8020（ハチマルニイマル）運動推進協議会の設置 <ul style="list-style-type: none"> 県における生涯を通じた歯科保健推進にあたり、地域の実情、問題点の把握、企画、立案、評価、調整、情報提供を行う。 3 8020運動推進特別事業 <ul style="list-style-type: none"> 生涯を通じた歯科保健対策を確立し、県民の口腔衛生意識の高揚と効果的な歯科保健の推進を図るために、各ライフステージに応じた事業を行う。 (1) 学校歯科保健推進事業 <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の健康保持増進を目的に、歯科疾患予防などの保健教育と健康管理を適切に実施するための支援を行う。 (2) 次世代育成支援事業 <ul style="list-style-type: none"> 児童虐待の早期発見のための取組や、歯科の観点からの食育、妊産婦への口腔保健の重要性の啓発を行う。 (3) フッ化物洗口推進事業 <ul style="list-style-type: none"> う蝕予防効果の高いフッ化物への理解を深め、保育所、幼稚園、学校等でのフッ化物洗口の実施の普及を図る。 (4) みえ歯ートネット（障がい児（者）歯科ネットワーク）事業 <ul style="list-style-type: none"> 障がい児（者）が、地域で安心して歯科医療が受診できるよう、行政、歯科医療関係者、障がい者支援団体が、ネットワークを構築しその体制整備を行う。 (5) 成人歯科疾患予防対策事業 <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病の予防につなげる成人歯科健診の普及に向けて検討、研修等を行う。 (6) みえ8020運動推進員普及活動事業 <ul style="list-style-type: none"> 地域において、歯科保健医療活動を効果的に行う人材を育成する。 (7) 地域歯科保健実践事業 <ul style="list-style-type: none"> 住民に身近な場所において、お口の健康相談や、ブラッシング指導、健康に関する情報提供を行う。 4 在宅歯科医療連携整備事業 <ul style="list-style-type: none"> 地域の在宅歯科医療の推進および医科や介護分野との連携体制の構築を図る。 5 歯科保健普及啓発事業 <ul style="list-style-type: none"> (1) 歯の衛生週間（6月4日～10日）、8020推進月間（11月）普及啓発 (2) 三重県歯科保健大会 平成24年11月11日（三重県総合文化センター）（予定） 6 在宅歯科診療設備整備事業 <ul style="list-style-type: none"> 主に高齢者等に対する在宅歯科診療の普及向上に資するため、在宅歯科診療を実施する医療機関に対し、在宅歯科診療機器等の設備を整備する。 7 歯科保健推進緊急雇用創出事業 <ul style="list-style-type: none"> 歯科口腔の健康が生活習慣病予防に大きく寄与することから、歯科口腔保健の法律や条例に対応した歯科保健施策を強化する。 8 歯科保健医療災害対策事業 <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時における迅速な歯科保健医療提供体制の確保や、平時からの災害に備えた歯科医療体制の整備を行う。 | |

| 項 目 | 概 要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|---|-----|------|------|----|-----------------------------|----|----------|--------|-----|----|----|----|-----------------------------|-----|----|----|-----|----|----|---|----|----|
| (健康づくり課) 歯科医療技術者の確保 | <p>○県立公衆衛生学院 昭和49年4月に開設した公衆衛生学院において、歯科衛生士に必要な専門的な知識及び技術を習得させ、有能な歯科医療技術者を養成する。</p> <p style="text-align: right;">平成24年4月現在</p> <table border="1" data-bbox="443 367 1398 564"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>学科名等</th> <th>定員</th> <th>現員</th> <th>修業年限</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">県立公衆衛生学院</td> <td rowspan="4">歯科衛生学科</td> <td>1学年</td> <td>30</td> <td>30</td> <td rowspan="3">3年</td> <td rowspan="4">【所在地】 津市夢が丘 1丁目1番地の17</td> </tr> <tr> <td>2学年</td> <td>30</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>3学年</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>90</td> <td>89</td> </tr> </tbody> </table> <p>※歯科衛生学科は、平成22年4月から3年制に移行した。</p> | 名称 | 学科名等 | 定員 | 現員 | 修業年限 | 備考 | 県立公衆衛生学院 | 歯科衛生学科 | 1学年 | 30 | 30 | 3年 | 【所在地】 津市夢が丘 1丁目1番地の17 | 2学年 | 30 | 29 | 3学年 | 30 | 30 | 計 | 90 | 89 |
| 名称 | 学科名等 | 定員 | 現員 | 修業年限 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県立公衆衛生学院 | 歯科衛生学科 | 1学年 | 30 | 30 | 3年 | 【所在地】 津市夢が丘 1丁目1番地の17 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 2学年 | 30 | 29 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 3学年 | 30 | 30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 計 | 90 | 89 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (健康づくり課) 自殺対策 | <p>平成21年3月に策定した「三重県自殺対策行動計画」に基づき、予防、危機対応および遺族、未遂者支援に向けた取組を、地域自殺対策緊急強化基金を活用し、市町や関係団体と連携・協働しながら進める。また、平成23年度に設置した自殺対策情報センターを中心に、関係機関のネットワーク強化や人材育成、専門相談等を行うとともに、地域における総合的な自殺対策の推進を支援する。また、各地域（保健所単位）に地域自殺・うつ対策ネットワーク組織を設置し、地域力を生かした自殺対策を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 三重県自殺対策行動計画の策定 これまでの取組の評価を行うとともに、地域における自殺の背景要因を分析し、自殺ハイリスク者に対し、より効果的な支援が提供できるよう、検討を行い、次期行動計画を策定する。 2 普及啓発事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) こころの健康づくり啓発イベントやシンポジウムの開催 (2) 自殺予防週間、自殺対策強化月間等における街頭啓発の実施 (3) 有効な広報媒体を活用した普及啓発の実施 3 対面型相談支援事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 自殺対策情報センターにおける自殺予防・自死遺族来所相談の実施 (2) ハイリスク者（多重債務者・失職者等）へのこころの相談対応 4 うつ病医療体制強化事業 かかりつけ医うつ対応力向上研修の実施 5 人材養成事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 自殺に対する基本的な知識と気づきの視点を有する人材（メンタルパートナー）の養成 (2) 相談窓口担当者研修の開催 (3) こころの健康危機管理研修の実施 6 電話相談支援事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 自殺予防・自死遺族電話相談の実施 (2) 家族による患者・家族のための相談サポート支援事業 (3) 電話相談実施のための環境整備、ボランティアの育成、相談窓口の普及啓発に対する補助 7 強化モデル事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 自殺未遂者支援事業 (2) 自死遺族支援 (3) 早期介入モデルの事業 8 その他 市町が実施する自殺対策事業への支援、自殺対策に取り組む民間団体等への補助 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 項 目 | 概 要 |
|--|---|
| <p>(健康づくり課)</p> <p>難 病 対 策 等</p> | <p>1 特定疾患対策事業 難病のうち56特定疾患は、治療が極めて困難であって長期の療養を要し、かつ、その医療費も高額であることから、これらの患者の自己負担を軽減するため医療費の公費負担を行う。</p> <p>2 スモン総合対策事業 スモン患者に対し、はり、きゅう、マッサージ等の治療費の補助を行う。</p> <p>3 先天性血液凝固因子障害治療研究事業 先天性血液凝固因子障害の患者に対し医療費の公費負担を行い、精神的、身体的不安の解消を図る。</p> <p>4 難病在宅支援事業</p> <p>(1) 難病在宅ケア支援ネットワーク整備事業 難病患者の療養環境の整備を図るため、拠点・協力病院を指定し、入院施設の確保を行うとともに、難病医療連絡協議会を設置する。</p> <p>(2) 難病在宅ケア事業 難病患者及び家族に対し、医療相談・訪問相談・訪問診療・連絡調整会議等を行うことにより、在宅支援体制の充実を図る。</p> <p>(3) 難病相談・支援センター事業 難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進、就労支援などを行う。</p> <p>(4) 意思伝達装置使用サポート事業 在宅難病患者に、コミュニケーション機器の使い方を指導し、難病患者のQOL向上を図る。</p> <p>(5) 人工呼吸器装着特定疾患患者一時入院事業 人工呼吸器を装着している患者の家族が休めるよう、短期入院を利用する受入医療機関に助成する。</p> <p>(6) 難病患者等日常生活用具給付事業補助金 市町が実施する日常生活用具の給付事業に対し補助を行う。</p> <p>(7) 難病患者等短期入所事業補助金 市町が実施するショートステイ事業に対し補助を行う。</p> <p>(8) 難病患者等ホームヘルプサービス事業補助金 ホームヘルパーを派遣する市町に対し補助を行う。</p> <p>5 小児慢性特定疾患治療研究事業 小児がん等小児慢性疾患のうち、特定11疾患群について治療の普及促進を図るとともに、患者家族の負担軽減のため、医療の給付及び相談を行う。</p> |
| <p>(健康づくり課)</p> <p>原 子 爆 弾 被 爆 者 対 策</p> | <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者健康手帳の交付と被爆者に対し健康診断を行い、健康の保持に努める。</p> <p>また、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者に対して各種手当等の支給を行う。</p> |

| 項 目 | 概 要 |
|------------------------------------|---|
| <p>(健康づくり課)</p> <p>肝 炎 対 策</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 肝炎治療特別促進事業 B型及びC型肝炎のウイルス除去を目的としたインターフェロン治療及びB型肝炎ウイルスの核酸アナログ製剤治療に係る自己負担を軽減するため、医療費の公費負担を行う。 2 三重県医療審議会肝炎対策部会の設置 肝炎治療に係る医療機関の連携を図り、肝疾患診療連携拠点病院の選定等を行うために肝炎対策部会を設置し、肝炎対策の推進を図る。 3 肝炎治療体制の整備 肝疾患診療拠点病院並びに肝疾患専門医療機関等の連携により、地域における肝炎治療の充実と診療連携の体制整備を推進する。 4 肝炎対策コーディネーターの養成等 県民の身近なところで相談や助言が受けられる体制を整備することにより、肝炎ウイルス検査の受診や肝疾患専門医療機関での治療の促進を図る。 |
| <p>(健康づくり課)</p> <p>臓 器 移 植 対 策</p> | <p>視力障害、腎不全等で悩む人たちが、1人でも多く移植手術が受けられる体制づくりを推進するため、(財)三重県角膜・腎臓バンク協会に対し助成を行うとともに、臓器移植普及啓発月間や成人式、卒業式などにおいて広報資材を配布するなど、臓器移植の普及・啓発に取り組む。</p> |
| <p>こころの健康センター (精神保健福祉センター)</p> | <p>精神保健福祉の中核的機関として県民の精神保健福祉の向上を図るため、精神保健福祉に関する知識の普及、調査研究、教育研修並びに相談指導とともに、精神保健福祉に関する機関等に対する人材育成、技術援助を行う。</p> <p>また、精神医療審査会の適切な運営、自立支援医療（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳制度の事務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 技術指導・援助 県保健福祉事務所及び市町に対する計画的な技術指導援助を行うとともに、関係機関に対しても随時必要な支援を行う。 2 教育研修 精神保健福祉に関係する機関等に対して専門研修、地域精神保健研修会など各種の研修会を開催し支援を行う。 3 広報啓発 所報の発行、啓発リーフレットの作成、ホームページの作成、講演活動を行う。 4 協力組織の育成 家族会、当事者会、精神保健福祉ボランティアの育成、断酒会・アルコールネットワーク活動への支援を行う。 |

| 項 目 | 概 要 |
|-----|--|
| | <p>5 専門相談の実施</p> <p>(1) 電話相談</p> <p>①ひきこもり専門電話相談、依存症専門電話相談</p> <p>②自殺予防・自死遺族電話相談</p> <p>(2) 面接相談（予約制）</p> <p>①ひきこもり、依存症、自殺予防・自死遺族面接相談</p> <p>②精神科医による面接相談</p> <p>6 自殺対策事業</p> <p>自殺対策情報センターの設置（平成23年4月1日～）と運営</p> <p>(1) 自殺対策に関わる関係機関のネットワーク強化や人材育成</p> <p>①連絡調整会議の開催</p> <p>②人材育成研修の実施</p> <p>③自殺対策情報の収集、管理、発信</p> <p>(2) 自殺対策における専門的な個別相談や情報提供、自死遺族支援</p> <p>①専門相談の実施</p> <p>②自死遺族の集いの開催</p> <p>7 こころの健康危機管理事業</p> <p>こころの健康危機に関わる人材の資質向上、支援体制整備及びこころの健康危機管理マニュアルの充実を図る。</p> <p>8 精神医療審査会の運営</p> <p>入院治療中の患者の人権を擁護するため、医療保護入院の入院届、医療保護入院及び措置入院者の定期病状報告の審査、また、入院中の患者等からの退院・処遇改善請求を審査するための精神医療審査会の運営を行う。</p> <p>9 精神障害者保健福祉手帳交付事業</p> <p>一定の精神障がいの状態にある者に対し、各方面からの各種の支援策を講ずる精神障害者保健福祉手帳の申請について判定及び交付を行い、精神障がいの者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図る。</p> <p>10 障害者自立支援医療（精神通院）</p> <p>精神障がいの適正な医療を普及促進するため、入院しないで行われる精神障がいの医療費の一部を公費負担する自立支援医療（精神通院）受給者証の申請について判定及び交付を行い、精神障がいのある人の早期治療、再発防止を図る。</p> <p>11 ひきこもる若者の自立支援事業</p> <p>ひきこもりを含む思春期のこころの問題に対応するため、当事者や家族が孤立しないよう、継続した相談体制や支援する人材の育成、社会復帰のための支援及び個別事例を通じた関係機関との連携を図るなど重層的なサポート体制を構築する。</p> |

子ども・家庭局

事 務 事 業 概 要

(子ども・家庭局)

| 項 目 | 概 要 |
|-------------------------------------|---|
| <p>(子どもの育ち推進課) 子ども条例の普及と推進</p> | <p>1 子ども施策総合推進調整事業費 「三重県子ども条例」に基づき、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに、多様な主体とともに連携、協働して取り組む「みえのこども応援プロジェクト」を推進する。</p> <p>(1) 全ての県民に「三重県子ども条例（平成23年4月施行）」の趣旨を広く知っていただけるよう、引き続き、条例に関する普及啓発を図るとともに、条例に基づく取組を推進する。</p> <p>(2) 子どもの視点を県政に生かせるよう子どもの意見を求める。</p> <p>(3) 「みえの子ども白書（平成24年3月発行）」から見えてくる子どもと大人の意識の違いなどについてフォーラムを開催し、保護者や地域の大人の子どもに対する理解の浸透を図る。</p> <p>2 子ども専用電話相談事業費 子どもの悩みや不安に寄り添い、ともに問題の解決を図る子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」の幅広い広報に努めるとともに、悩みの解決を求める子どもに対してよりよい支援ができるよう関係機関との連携を推進する。</p> |
| <p>(子どもの育ち推進課) 家庭力・地域力の向上支援</p> | <p>1 家庭の養育力向上支援事業</p> <p>(1) 家族の絆一行詩コンクール 家族が互いの理解を深め、絆を再認識し強化する機会として、「一行詩コンクール」を実施する。</p> <p>(2) みえの子育ちサポーターの養成および活動支援 「みえの子育ちサポート公開講座」の開催等により、子どもたちの主体的な活動を支えることのできる人材として「みえの子育ちサポーター」を養成するとともに、サポーター等が行う子どもの育ちを支えるための活動を推進する。</p> <p>(3) 親の育ちの支援 子育てに関する親の不安や悩みの軽減、解消に向け「親なびワーク」を活用して支援するとともに、県が養成した親なびワーク推進役が、主体的に適切な役割を果たしていきけるよう支援していく。</p> <p>2 家族の絆強化事業</p> <p>(1) 地域の企業や団体に、子どもの育ちと子育て支援に関する取組の輪がいつそう広がっていくよう「みえ次世代育成応援ネットワーク」のさらなる会員拡大を図り、各種事業の取組において連携を強化していく。</p> <p>(2) 企業や団体の子育て支援の取組が主体的な活動につながっていくよう「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して、家族や地域の絆を深める機会として、「子育て応援！わくわくフェスタ」を実施する。</p> <p>3 子育て・子育ち支援情報発信事業 子ども・家庭局のホームページ等を通して、子どもに関する県の施策や地域の情報を提供し、広く共有を図っていく。</p> |

| 項 目 | 概 要 |
|--|---|
| | <p>4 企業の次世代育成支援促進事業</p> <p>県民や事業者が家庭の果たす役割の重要性を認識し、子どもが家族とふれあい、家族の絆を深めることができる環境づくりのため、企業に自主的・主体的に従業員に対し家族の絆の重要性についての周知に取り組んでいただくよう働きかける。</p> |
| <p>(子どもの育ち推進課) 子どもの保護対策 の推進</p> | <p>1 子ども・若者総合調整事業</p> <p>子ども・若者対策関係機関等との連携を図り、総合的に施策を実施する。</p> <p>また、子ども・若者の健やかな成長を支援するため、知事部局、教育委員会、警察本部で構成する「三重県こども・青少年施策総合推進本部」により、子ども・若者の成長支援に関する総合的な施策の立案及び実施に必要な審議と関係機関との連携調整を行う。</p> <p>(1) 青少年指導専門員の配置 (2) 子ども・若者育成支援強調月間における啓発活動等の実施 (3) 青少年非行防止活動強化期間の推進</p> <p>2 青少年健全育成条例運用事業</p> <p>青少年健全育成条例に基づき、子どもに有害な興行、凶書類、がん具類等の指定及び立入調査員制度などを効果的に実施し、子どもにとって有害な環境をなくしていくため「青少年健全育成協力店」を推進していく。</p> |
| <p>(子どもの育ち推進課) 放 課 後 児 童 対 策 等 の 充 実</p> | <p>1 放課後児童対策事業</p> <p>(1) 放課後児童対策事業</p> <p>保護者が昼間家庭にいない、概ね 10 歳未満の小学校就学児童に対し、授業終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びや生活ができる場を提供する放課後児童クラブの拡充に向け、運営補助（国庫補助）を行うとともに、放課後児童指導員等の資質の充実を図るための研修会を開催する。</p> <p>なお、平成 23 年度に実施したアンケート調査を基に、地域の実情に応じた取組を推進する。</p> <p>(2) 放課後児童クラブ活動事業</p> <p>児童数が放課後児童対策事業の基準に満たない小規模な放課後児童クラブを設置・運営している市町に対し補助（県単補助）を行う。</p> <p>2 放課後子ども教室推進事業</p> <p>子どもたちが地域の中で豊かに育まれる安全・安心な環境づくりを推進するため、放課後や週末等に学校内外の施設を活用し、勉強やスポーツ・文化活動など、子どもたちと地域住民とが交流する取組を実施する市町に対し、補助等を行う。</p> <p>3 みえこどもの城（県立児童厚生施設）の運営</p> <p>児童に対して健全な遊び、体験、交流の場を提供し、県内児童の健全育成を図るため、みえこどもの城の運営を行う。なお、有効的・効果的に活用するため、運営形態は指定管理とし、公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団を指定管理者としている。</p> |

| 項 目 | 概 要 |
|------------------------------------|--|
| (子育て支援課) 児 童 福 祉 対 策 | <ol style="list-style-type: none"> 1 児童福祉施設職員の資質向上対策 民間保育所職員研修費補助 私立保育連盟が実施する研修に助成し、民間保育所職員の資質の向上を図る。 2 公的給付等の充実 <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童手当の支給 次の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、平成23年度の子ども手当に引き続き、児童手当を支給する市町に助成する。 (2) 特別児童扶養手当 20歳未満の精神又は身体に障がいをもつ者の生活の向上に寄与するため、その児童を監護又は養育する者に特別児童扶養手当を支給する。 |
| (子育て支援課) 母 子 及 び 寡 婦 福 祉 対 策 | <p>母子家庭及び寡婦の自立の促進及び生活の安定を図るため、相談、指導体制の充実や資金の貸付等を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 母子及び寡婦福祉事業 母子家庭及び寡婦の相談、指導並びに児童及び母親の経済的自立の助成を図る。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 母子自立支援員の配置 母子家庭及び寡婦の身上相談及び自立指導を行うため、福祉事務所に母子自立支援員を設置する。 (2) 母子及び寡婦福祉資金の貸付 母子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて扶養している児童の福祉を増進するため、資金の貸付を行う。 (3) 三重県母子福祉センターの運営 母子福祉センターを運営し、母子家庭の母及び寡婦に対し就労支援事業等を実施する。 所在地 津市桜橋2丁目131(社会福祉会館内) 指定管理者 (財)三重県母子寡婦福祉連合会 <ol style="list-style-type: none"> ①特別相談事業 弁護士に委託して、ひとり親家庭及び寡婦の法律上の相談等に応じる。 ②就労支援 パソコンの講習等を開催する。 ③就業相談員 母子家庭の母・寡婦の就業促進活動を総合的に支援する。 ④文化教養事業 ひとり親家庭の情報交換会を開催する。 (4) ひとり親家庭等日常生活支援委託事業 母子家庭の母等が、修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の社会的な事由により、一時的に介護、保育等のサービスが必要な世帯、もしくはひとり親家庭等となって間がなく生活が安定するまでの世帯に対して家庭生活支援員を派遣する。 |

| 項 目 | 概 要 |
|-----------------------------|--|
| | <p>(5) 母子家庭自立支援給付金事業</p> <p>①自立支援教育訓練給付金 母子家庭の母が指定教育訓練を受講した場合、支払う入学科及び受講料の合計額の一部を支給する。</p> <p>②高等技能訓練促進費 母子家庭の母が看護師等就職に有利な資格取得のため養成校に修学する場合、平成23年度までの入学生に対してその養成訓練の受講期間の全期間について、訓練促進費を支給する。</p> <p>2 児童扶養手当の支給 父母の離婚などにより、父親または母親と生計を同じくしていない児童を養育している母子または父子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長に寄与するため、児童扶養手当を支給する。</p> |
| <p>(子育て支援課) 保 育 対 策</p> | <p>保育に欠ける乳児又は幼児の保育を行い、児童の心身の健全な発達を図るため、保育所を運営する市町等を支援する。</p> <p>1 保育所の運営費負担 市町が私立保育所において保育に欠ける児童に対して保育の実施をした場合、これに要する費用の一部を負担する。</p> <p>2 特別保育の実施</p> <p>(1) 特定保育事業 就学前児童を対象に、必要な日時において保育を行う保育所に対して、その経費を助成する。</p> <p>(2) 休日保育事業 日曜・祝日等の保護者の就労等により児童が保育に欠けている場合の休日保育の需要に対応するため、休日の保育を行う保育所に対して、その経費を助成する。</p> <p>(3) 病児・病後児保育事業 子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、病気の児童に対し、一時的に保育等を実施する病院・保育所等に対して、その経費を助成する。</p> <p>(4) 保育所地域活動事業 認可外保育施設を利用する親子等に保育所を開放するなど子育て家庭の支援を行う保育所の経費、また認可外保育施設が保育従事者、調理担当職員に対する健康診断を実施した経費を助成する。</p> <p>(5) 障がい児保育対策事業 障がい児保育を促進するため、市町が行う研修等に必要な経費、また障がい児を受け入れるための改修等に必要な経費を助成する。</p> <p>(6) 延長保育促進事業 開所時間を超えた保育に取り組む保育所に対して、その経費を助成する。</p> <p>(7) 次世代育成支援特別保育推進事業 低年齢児保育の充実を図る。</p> <p>(8) 次世代育成計画推進事業 休日保育及び病児・病後児保育の充実を図る。</p> |

| 項 目 | 概 要 |
|----------------------------|---|
| | <p>3 マイ保育ステーション事業 子育て支援拠点である保育所と子育てに関わる関係機関が連携して出産前から就学までの途切れない子育て支援をすることで、育児不安の解消を図り、もって児童虐待予防の仕組みを作る市町に対し助成する。</p> <p>4 人権保育専門研修事業 保育士が、人権問題について正しい理解と専門的な知識を取得する研修講座を実施し、保育所における人権保育の推進を図る。</p> <p>5 保育従事者の養成 保育士の養成確保を図るため、(社)全国保育士養成協議会に委託し、保育士試験を実施する。</p> <p>6 児童福祉施設職員処遇対策の実施 保育士等が出産等により休暇する間、その職務を代行させるための産休等代替職員を臨時的に雇用するための経費を補助し、母体の保護を図るとともに、児童の保育の正常な実施を確保する。</p> <p>7 認可外保育施設対策 (1) 認可外の保育施設の調査、指導を行うことを通して、施設の健全な運営を図る。 (2) 保育所による保育の実施が困難であるため、入所待機となる児童の保育を実施する一般認可外保育施設に助成する。</p> <p>8 安心こども基金保育基盤整備事業 国から交付される子育て支援対策臨時特例交付金により、待機児童の解消等を目的とした保育所の計画的な整備など、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。</p> |
| <p>(子育て支援課) 母子保健対策</p> | <p>1 母子保健対策事業</p> <p>(1) 先天性代謝異常等検査事業 新生児に対してフェニールケトン尿症等の先天性代謝異常、先天性甲状腺機能低下症及び先天性副腎過形成症等の早期発見を図るため、血液によるマス・スクリーニング検査に平成24年度からタンデムマス法を導入し検査精度を高め、障がいの早期発見、早期予防に努める。</p> <p>(2) 健やか親子支援事業 「健やか親子いきいきプランみえ」で整理した課題である ①妊娠出産の安全性と快適さの確保や不妊への支援等 ②子どものこころとからだの健やかな発達の支援 ③安心できる小児保健医療体制の整備 ④思春期の保健対策の強化と健康教育の推進 について取り組む。</p> |

| 項 目 | 概 要 |
|------------------------------|---|
| | <p>(3) 安心こども基金妊娠出産前支援事業 三重県安心こども基金を活用し、児童虐待防止対策強化のための人材育成、市町の体制強化のための環境改善への補助等、妊娠出産前後から児童虐待防止緊急強化対策に取り組む。</p> <p>(4) 母子保健医療推進事業 県における母子保健に関する情報を収集・解析・還元することにより、有効かつ的確な地域母子保健医療対策の確立及び推進を図る。</p> <p>(5) 不妊相談・治療支援事業 不妊に関する悩み等に対応するため、「不妊専門相談センター」において不妊に関する相談や情報提供を行うとともに、特定不妊治療費の一部を助成する。 (平成24年度から県単独補助事業の所得制限を300万円未満から400万円未満に緩和)</p> <p>(6) 妊婦健康診査支援事業 妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査に必要な経費を交付する。</p> <p>2 母子医療対策事業</p> <p>(1) 未熟児養育医療給付事業 母子保健法第20条により、身体の発育が未熟のまま出生した入院養育を必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う。</p> <p>(2) 育成医療給付事業 障害者自立支援法第5条第18項により、身体に障がいのある児童、または将来障がいを残すと認められる児童のうち確実な治療効果の期待される児童に対して、日常生活能力を得るために必要な医療の給付を行う。</p> <p>(3) 結核児童療育医療給付事業 児童福祉法第20条第1項により、長期の入院医療を要する結核にかかっている児童に対して、医療給付にあわせて学習の援助を行う。</p> <p>(4) 妊娠中毒症等療養援護費支給事業 妊娠中毒症等に罹患している妊産婦に対し、その療養に要する費用の一部を支給する。</p> |
| <p>(子育て支援課) 児童虐待防止対策</p> | <p>児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応及び児童の保護やフォローアップまでを含めた総合的な施策を実施する。</p> <p>1 児童虐待等相談対応力強化事業 三重県全体の児童相談体制の強化に向けて、市町の実情に応じた支援を行うとともに、児童相談所職員の介入型支援や法的対応等各種の研修を実施し、専門性や危機管理能力等の向上を図る。また、11月の子ども虐待防止啓発月間にオレンジリボンキャンペーンを実施する。</p> <p>2 若年層における虐待予防事業 医療・保健・教育等さまざまな主体が結集し、思春期ピアサポーター養成事業に取り組むとともに、望まない妊娠や出産への不安等の悩みに対応する電話相談窓口を設置することにより、若年層における児童虐待を未然に予防する。</p> |

| 項 目 | 概 要 |
|--|--|
| <p>(子育て支援課) 要保護児童対策</p> | <p>1 家庭的養護体制充実支援事業 三重県における社会的養護のあり方について検討し、児童虐待等により保護を必要とする児童を適切に処遇するため、児童福祉施設の小規模化をはじめとする整備や里親委託の推進を図る。 また、入所児童に対する学習支援、退所児童に対する身元保証や家族再生プログラム等を実施することにより、児童の自立・家庭復帰を支援する。</p> <p>2 児童入所施設措置費 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当な児童等要保護児童の健全育成を図るため、児童福祉施設への措置又は里親への委託等を行った場合、これに要する費用を負担する。</p> |
| <p>(子育て支援課) 女性保護対策</p> | <p>1 女性相談事業 DV(ドメスティック・バイオレンス)等の悩みや不安を抱える女性に対する相談、被害者の同伴する児童への支援や要保護女性等の保護・自立等への支援を行う。</p> <p>2 DV対策基本計画推進事業 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」を着実に推進していくため、DV予防、早期発見、相談、保護及び自立支援の各段階毎に必要な事業を総合的に実施する。 また、相談事業に的確に対応するため、女性相談員や心理療法担当職員を配置する。</p> |
| <p>(子育て支援課) こども心身発達医療センター(仮称)の整備</p> | <p>三重県における子どもの発達支援体制の強化を図るため、草の裏りハピリテーションセンター及び小児心療センターあすなる学園について、子どもの発達支援の拠点となる「こども心身発達医療センター(仮称)」として、三重病院隣接地(津市大里地区)への一体的な整備に取り組む。</p> <p>1 施設整備関連 開発許可申請を行うため、「用地測量、地形測量、環境調査」等を進めていくとともに、土地の造成・建築工事に向けた「基本・実施」設計に取り組む。</p> <p>2 機能の充実に向けて 両施設の機能統合効果を十分に発揮するため検討ワーキングを立ち上げ、機能充実・施設整備に向けた検討を行う。</p> <p>3 関係機関等との調整 県全体の子どもの発達支援体制の強化には、三重病院、県医師会、三重大学等関係機関との連携が不可欠であることから、関係機関による連絡会議を開催する。 また、施設整備を円滑に進めるため、県土整備部、県教育委員会等と相互に情報共有、連携を図る。</p> |

| 項 目 | 概 要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--|-------------------------|------|-----|-----------------------|---|-------------------|-----------------------|------------|-------------------|-----------|---------------------|-------------------------|---------|---------|-------------------------|---------|-----------------------|------------------------|
| 児童相談センター 及び児童相談所 | <p>1 管理運営費</p> <p>(1) 児童相談センター</p> <p>児童虐待の相談件数が急増し、その内容も深刻化する中、県内5か所の児童相談所を統括する児童相談センターを設置している。</p> <p>職員の人材育成やバックアップ、入所調整、市町支援等、児童相談体制の強化を行う。</p> <p>〔総務・企画調整室〕 児童問題に関する調査・研究、企画立案</p> <p>〔家庭児童支援室〕 児童相談所の支援、職員の資質向上（自立支援課） 市町及び市町要保護児童対策地域協議会への支援（改革推進課）</p> <p>〔一時保護室〕 県内2か所の一時保護所の入・退所調整、一時保護児童の指導・観察</p> <p>(2) 児童相談所</p> <p>児童福祉法に基づき、県内5か所に児童相談所を設置し、児童に関する各般の相談に対して、調査・判定を行うとともに、必要な指導・措置等を行う。</p> <table border="1" data-bbox="408 824 1409 1301"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>管内区域</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北勢児童相談所 (一時保護所を付設)</td> <td>桑名市、四日市市、鈴鹿市、 亀山市、いなべ市、 桑名郡、員弁郡、三重郡</td> <td>四日市市大字泊村 977-1</td> </tr> <tr> <td>中勢児童相談所 (一時保護所を付設)</td> <td>津市、松阪市、多気郡</td> <td>津市一身田大古曾 694-1</td> </tr> <tr> <td>南勢志摩児童相談所</td> <td>伊勢市、鳥羽市、志摩市、 度会郡</td> <td>伊勢市勢田町628-2 (県伊勢庁舎内)</td> </tr> <tr> <td>伊賀児童相談所</td> <td>伊賀市、名張市</td> <td>伊賀市四十九町2802 (県伊賀庁舎内)</td> </tr> <tr> <td>紀州児童相談所</td> <td>尾鷲市、熊野市、 北牟婁郡、南牟婁郡</td> <td>尾鷲市坂場西町1-1 (県尾鷲庁舎内)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 児童一時保護事業費</p> <p>県内2か所に付設の一時保護所等において、緊急かつ監護の必要な児童を一時的に保護し、安全の確保を行う。</p> | 名 称 | 管内区域 | 所在地 | 北勢児童相談所 (一時保護所を付設) | 桑名市、四日市市、鈴鹿市、 亀山市、いなべ市、 桑名郡、員弁郡、三重郡 | 四日市市大字泊村 977-1 | 中勢児童相談所 (一時保護所を付設) | 津市、松阪市、多気郡 | 津市一身田大古曾 694-1 | 南勢志摩児童相談所 | 伊勢市、鳥羽市、志摩市、 度会郡 | 伊勢市勢田町628-2 (県伊勢庁舎内) | 伊賀児童相談所 | 伊賀市、名張市 | 伊賀市四十九町2802 (県伊賀庁舎内) | 紀州児童相談所 | 尾鷲市、熊野市、 北牟婁郡、南牟婁郡 | 尾鷲市坂場西町1-1 (県尾鷲庁舎内) |
| 名 称 | 管内区域 | 所在地 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 北勢児童相談所 (一時保護所を付設) | 桑名市、四日市市、鈴鹿市、 亀山市、いなべ市、 桑名郡、員弁郡、三重郡 | 四日市市大字泊村 977-1 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中勢児童相談所 (一時保護所を付設) | 津市、松阪市、多気郡 | 津市一身田大古曾 694-1 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 南勢志摩児童相談所 | 伊勢市、鳥羽市、志摩市、 度会郡 | 伊勢市勢田町628-2 (県伊勢庁舎内) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 伊賀児童相談所 | 伊賀市、名張市 | 伊賀市四十九町2802 (県伊賀庁舎内) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 紀州児童相談所 | 尾鷲市、熊野市、 北牟婁郡、南牟婁郡 | 尾鷲市坂場西町1-1 (県尾鷲庁舎内) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 女 性 相 談 所 | <p>売春防止法に基づき設置され、夫や恋人など親しい男性からの暴力、夫婦、家庭、生活問題などの女性に関わるあらゆる相談に応じているほか、女性に対する自立支援や、一時保護及び女性保護施設への入所保護を行っている。</p> <p>また、平成14年4月から全面施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、配偶者暴力相談支援センターとしての機能も担っている。</p> <p>所在地 津市一身田大古曾 657</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 項 目 | 概 要 |
|--------------------|---|
| 国 児 学 園 | <p>児童福祉法第44条に規定する児童自立支援施設である。 不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導を要する児童を入園させ、その自立を支援する。</p> <p>所在地 津市栗真町屋町524 定 員 60名</p> |
| 小児心療センター あすなろ学園 | <p>自閉症児等を中心とした発達障がい児、情緒障がい児及び精神障がい児の心身の健全な発達を図る。</p> <p>所在地 津市城山1丁目12-3 許可病床数 80床（措置児童分56床を含む） 診療科目 精神科、神経科、小児科、歯科（入院児のみ）</p> |
| 草の実リハビリテーションセンター | <p>1 上肢・下肢又は体幹の機能に障がいのある児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識、技能を付与する。</p> <p>所在地 津市城山1丁目29-25 定 員 60名 診療科目 整形外科、リハビリテーション科</p> <p>2 重症心身障がい児（者）通園事業 在宅の重症心身障がい児（者）を対象に、通園の方法によって日常生活動作、運動機能等に係る訓練、指導等必要な療育を行う。</p> |